

戸田市附属機関等の会議公開に関する指針（案）

（目的）

第 1 条 この指針は、附属機関等における会議の公開を促進することにより、附属機関等の活性化を図り、行政の透明化に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この指針において「附属機関等」とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関及びこれに準ずる市の要綱等に基づく答申等を行う委員会等で一般職の職員以外から選出されている委員が含まれるものをいう。

2 この指針において「会議」とは、附属機関等の会議をいう。

（会議の公開）

第 3 条 会議は、原則として公開する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議を公開しないことができる。

(1) 法令等の規定により、会議が非公開とされている場合

(2) 会議において、戸田市情報公開条例（平成 11 年条例第 2 号）第 8 条各号に規定する情報に該当すると認められる事項について審議、報告等がなされるときで、当該附属機関等があらかじめ非公開と決定した場合

(3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると会議の議長が認める場合

3 前項第 2 号及び第 3 号の規定により附属機関等があらかじめ非公開の決定をするときは、当該附属機関等は、その理由を明らかにしなければならない。

（傍聴）

第 4 条 附属機関等は、あらかじめ傍聴を認める人数を定めなければならない。

2 附属機関等は、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る遵守事項を定め、会議開催中における会場の秩序の維持に努めなければならない。

3 附属機関等は、参考として傍聴者に会議次第等を提示するよう努めるものとする。

(告知等)

第5条 附属機関等は、公開する会議について、その前の週（年末年始及び連休を除く。）に会議の日時、名称等を市政情報室で告知するものとする。ただし、急な開催等により告知する暇がないときは、この限りでない。急な中止等についても、同様とする。

2 附属機関等は、公開する会議についてホームページ等で周知するよう努めるものとする。

3 附属機関等は、会議の当日市役所2階のロビーのホワイトボードに会議名、時間及び場所を記入するものとする。ただし、市役所（文化会館を含む。）以外の場所で開催するときは、それぞれの会場でこれに準ずる措置をするものとする。

4 前3項に掲げるもののほか、附属機関等は、公開する会議についてポスターの掲示等により市民に周知するよう努めるものとする。

(傍聴の許可)

第6条 会議の議長は、傍聴を希望する者に対し、傍聴を認めるときは、会議の開会前に口頭で許可をするものとする。

2 会議の議長は、前項の許可をする際、傍聴者の遵守事項を口頭又は書面で伝えるものとする。

(傍聴の許可の取消し等)

第7条 会議の議長は、傍聴者が遵守事項に違反したときは、口頭で注意するものとする。

2 前項の注意にかかわらず、傍聴者が引き続き遵守事項に違反し、又は傍聴させることが会議の進行に著しい支障があると認めるときは、会議の議長は、前条の許可を取り消し、傍聴者に退室を命ずることができる。

(既に公開基準等を定めている附属機関等の適用除外)

第8条 既に公開基準等を定めている附属機関等については、この指針の規定にかかわらず、既に定められた公開基準等によるものとする。この場合において、当該公開基準等がこの指針に沿ったものとなるよう必要に応じ見直しを図るものとする。

(その他)

第9条 この指針に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この指針は、平成 年 月 日から施行し、平成 21 年 6 月 1 日以後に開催する会議から適用する。

※戸田市情報公開条例第 8 条

(公開しないことができる行政文書)

第 8 条 実施機関は、法令等の規定により公開することができないとされるもののほか、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている行政文書は、これを公開しないことができる。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報。ただし、次に掲げる情報又は行政文書を除く。

ア 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により何人も閲覧することができる情報

イ 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した行政文書

ウ 人の生命、身体、健康、財産等を保護するために、公開することが必要と認められる情報

エ 公務員(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 2 条に規定する地方公務員及び国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 2 条第 1 項に規定する国家公務員をいう。公務員であった者を含む。)の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職名及び氏名

オ 法令等の規定に基づき、許可、免許、届出等に際して実施機関が作成し、又は取得した行政文書であつて、公開することが公益上必要であると認められるもの

(2) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位に著しい不利益を与え、又は社会的信用が損なわれると明らかに認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体、健康、財産及び自然環境を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

イ 違法又は不当な事業活動から市民の生活を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

- (3) 公開することにより、犯罪の予防及び捜査、警備その他の公共の安全と秩序の維持に著しい支障が生ずると明らかに認められる情報
- (4) 実施機関内部若しくは実施機関相互又は実施機関と国等の機関との間における審議、協議、調査、研究又は検討に関する情報であって、公開することにより、公正又は適正な意思決定に著しい支障が生ずると明らかに認められるもの
- (5) 実施機関が行う監査、検査、取締り、争訟、交渉、契約、試験、人事その他の事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務若しくは事業の目的が損なわれ、又はその公正若しくは適正な執行に著しい支障が生ずると明らかに認められるもの